

松本大学クラブ活動規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、松本大学のクラブ活動の支援を図り、その健全な運営に係る必要事項を定めることを目的とする。

(クラブ区分)

第2条 クラブはその形態・活動状況形態により、強化部、重点部、部、同好会に区分する。

2 クラブは、別表1に示すそれぞれの公認要件を満たさなければならない。

第2章 クラブ協議会

(運営)

第3条 各クラブの運営に係る統括機関として、松本大学学友会が設置する「クラブ協議会(以下「協議会」という)」がその任にあたる。

(構成)

第4条 協議会は、各クラブに所属する本学学生から互選された代表者で構成される。

2 協議会にはつぎの役員をおく。

- (1) 協議会長(1名)
- (2) 副協議会長(1~2名)
- (3) 書記(1~2名)
- (4) 会計(2名)

(役員を選出及び任期)

第5条 協議会の次期役員は、現役員会による推挙を受け、次年度の学生大会で承認を得るものとする。

2 任期は1年間とする。

(総会及び役員会)

第6条 協議会は、議決機関として総会及び役員会を開催する。

2 総会は本会の最高決議機関で、クラブの代表者を招集し、3月と5月に行う。また、協議会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。

3 役員会は、協議会の円滑な運営のため必要に応じて随時開催する。

(職務)

第7条 協議会の職務は以下の各号のとおりとする。

- (1) 各クラブの年間活動計画の確認と支援
- (2) 各クラブの予算及び決算の審議
- (3) 各クラブで使用する設備・備品の管理
- (4) 各クラブの活動場所に関する調整
- (5) 学部クラブ協議会と短大部サークル連合との連携
- (6) その他上記各号に付随する業務

第3章 クラブの運営

(公認要件)

第8条 本学学生がクラブを構成し継続して活動するためには、別表2に示す書類を、毎年定められた期日までに提出し、審議、承認を得なければならない。

- 2 1競技1団体を原則とし、既存のクラブと形態・活動内容等が同等と判断されるものについては申請を受理しないこともある。また、特定の政治団体、宗教団体及び営利団体に関する活動を主とするものは申請を受理しない。
- 3 部の設立については、同好会として1年間の活動を経たのちに、部昇格申請書及び部則を提出し、学生委員会の承認を得た上で認められる。

(部長又は顧問、監督及びコーチ)

第9条 クラブには、部長又は顧問、監督及びコーチ（以下「部長等」という）を置くものとする。部長等は次のとおりとする。

- 2 強化部・重点部・部には部長を、同好会には顧問を置く。
- 3 部長は学長に委嘱された本学の専任教員とする。
- 4 顧問は本学の専任教職員とする。
- 5 部長等はクラブの活動状況及び会計状況並びに、所属学生の大学生活全般を把握し、必要な場合には適切に指導・助言を行わなければならない。
- 6 監督及びコーチには、クラブの必要に応じて学外指導者を充てることができる。なお、学外指導者は、学校法人松商学園規程第7章第3節に定める「松本大学クラブ等の活動における学外指導者内規」に基づく。
- 7 その他必要な事項については学生委員会及び学生課が所管する。

(活動方針)

第10条 クラブ活動は、いかなる場合も松本大学に属する活動と位置づけ、部長等並びに学生は、礼節及び秩序維持、保安や防災等に配慮し、クラブを設置する目的の達成に努めなければならない。

2 部長等並びに学生は、以下の各号に違反しないよう、自主的な管理運営に努めなければならない。

- (1) 別表1に示す要件の遵守、維持に努め、別表2に示す書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 協議会長が招集する各種会議等に出席すること。
- (3) 使用する施設、設備等の保全に努めること。
- (4) 各クラブの会計を明確にすること。
- (5) 入部及び退部については、本人の意思を尊重すること。
- (6) いかなる場合も暴力的行為を許さず、民主的な活動に努めること。
- (7) 特定の政治団体、宗教団体及び営利団体に関する活動をしないこと。

(活動停止・解散等)

第11条 クラブの活動停止・解散等は以下の各号のとおりとする。

- (1) 第10条に著しく違反すると認められる事態が生じたとき、学生委員会の議を経て、当該クラブの降格、一時活動停止、無期限活動停止、あるいは解散などの罰則を命じることができる。
- (2) クラブを自主的に解散する場合は、学生課に申し出なければならない。
- (3) 2年にわたりクラブ活動が認められない場合、当該クラブは自動的に解散したものとみなす。

(部活動費)

第12条 同好会以外のクラブは原則として部費を徴収し、自主運営及び自助努力を行うものとする。

(予算及び決算)

第13条 クラブの活動予算は協議会に申請を行ない、総会及び学生大会の承認を経て支給を受けることができる。

- 2 活動予算の支給を受けたクラブは、活動報告を併せた決算報告の義務を負う。
- 3 決算報告に際する費目は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 物品購入費
 - (2) 活動費(連盟登録費、大会参加費、施設使用料など)
 - (3) その他
- 4 やむを得ない事由(部員増加、上位大会等に進出)により、予算執行上に支障を生ずる場合、役員会および総会の議を得て、補正予算を編成することができる。

(部室の貸与)

第 14 条 クラブは、所定の手続きを経て、本学の施設・設備の貸与を受けることができる。

ただし、強化部・重点部・部は同好会より優先されるものとする。

- 2 貸与された部室の管理は、各クラブが責任をもって行い、盗難防止、清掃には特に留意する。
- 3 部室では以下の各号の行為を厳禁する。違反した場合、クラブは第 11 条に従い、処置が取られるものとする。
 - (1) 破損行為
 - (2) 飲酒・喫煙
 - (3) 火気使用
 - (4) 無断使用
 - (5) その他、部室本来の目的にそぐわない使用

(補則)

第 15 条 強化部・重点部については、学校法人松商学園規程第 7 章第 3 節に定める「松本大学強化部・重点部内規」及び「松本大学強化部・重点部の遠征に係る旅費内規」に基づく。

- 2 強化選手については、学校法人松商学園規程第 7 章第 3 節に定める「松本大学強化選手支援内規」に基づく。
- 3 クラブ活動に関わる移動については、学校法人松商学園規程第 7 章第 3 節に定める「松本大学クラブの活動に係る大学所有バス等の使用内規」に基づく。
- 4 海外大会、全国大会およびそれに準ずる大会に出場する交通費は後援会規則に準ずる。

(附則)

本要綱は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この内規は、2022 年 9 月 1 日より施行する。

別表1：クラブの公認要件

	強化部・重点部	部		同好会	
	継続基準	継続基準	設立基準	継続基準	設立基準
部員数		5名以上	5名以上	2名以上	2名以上
部長・顧問の有無	部長1名	部長1名	部長1名	顧問1名	顧問1名
代表者・会計の有無	代表者1名 会計1名	代表者1名 会計1名	代表者1名 会計1名	代表者1名 会計1名	代表者1名 会計1名
総会等の出席	出席	出席	出席	出席	
提出書類の遅滞	2回未満	2回未満	2回未満	2回未満	
活動歴	1年間以上	1年間以上	同好会として1 年間以上		
活動予算の有無	有(大学)	有(学友会)	有(学友会)		
施設の使用	優先	優先	優先	部以上を優先	
部室の貸与	有	有	有		

別表2：提出書類

書類の種類		提出時期	提出先
新設	同好会公認申請書	随時	学生課
	部員名簿	随時	学生課
	活動計画書	随時	学生課
継続	部員名簿	前年度2月及び当該年度5月	協議会長
	活動計画書・予算申請書	前年度2月	協議会長
	前年度活動報告書	前年度2月	協議会長
	前年度会計報告書	前年度2月	協議会長
部昇格申請書※		随時	学生課
部則		部昇格申請書提出時	学生課
大会・行事参加報告／受賞等報告		随時	学生課
教室・施設等利用願			
変更届(新代表者等)		随時	学生課

※同好会として1年間以上の活動が必要